

平成27年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成27年6月19日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 鯨 井 眞佐子
- 22番 湯 淺 祐 徳

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
総 務 部	長	武 井 義 行

市 民 部 長	石 川 良 道
経 済 環 境 部 長	麻 生 和 敏
建 設 部 長	河 野 政 弘
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
財 政 課 長	江 澤 利 典
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
都 市 整 備 課 長	大 木 俊 行

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	山 本 雅 章
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 委 員 会 教 育 次 長	吉 田 一 郎

・連絡員

庶 務 課 長	勝 又 寿 雄
---------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事 務 局 長	山 本 雅 章
---------	---------

○農業委員会

・議案説明者

事 務 局 長	醍 醐 文 一
---------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査	中 嶋 敏 江

主 査 補 須賀澤 勲
主 査 補 居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成27年6月19日（金）午前10時開議

日程第1 副議長辞職の件

日程第2 発議案の上程

発議案第2号から発議案第5号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第3 議案第5号から議案第7号、議案第9号、

請願27—1号

委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、6月18日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、6月17日付で会派、誠和会より山口孝弘議員の脱会届がありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山口孝弘議員の退席を求めます。

（山口孝弘議員退席）

○議長（湯浅祐徳君）

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藏村隆雄君）

辞職願。

私、山口孝弘は、個人報を発行するにあたり、推測で記事を作成してしまいました。また、議会人として、副議長として、議会の手続を経ずに広報活動を行った責任を重大に感じ、副議長の職を辞任いたしたいので、許可されますようお願いいたします。

平成27年6月17日、八街市議会副議長、山口孝弘。八街市議会議長、湯浅祐徳様。

○議長（湯浅祐徳君）

お諮りします。山口孝弘議員の副議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。山口孝弘議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

山口孝弘議員の着席を許します。

（山口孝弘議員着席）

○議長（湯浅祐徳君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに、選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。
追加日程の第1、副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(湯浅祐徳君)

ただいまの出席議員は22名です。
投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(湯浅祐徳君)

投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(湯浅祐徳君)

異常なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は、単記無記名です。

なお、同一の姓及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。
ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(局長 議員氏名点呼 投票)

○議長(湯浅祐徳君)

投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

投票漏れなしと認めます。
投票を終了します。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(湯浅祐徳君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に石井孝昭議員、桜田秀雄議員を指名します。
両議員開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（湯浅祐徳君）

選挙の結果を報告します。

投票総数22票。

これは先ほどの出席議員数と符合しています。

そのうち有効投票20票、無効投票2票。有効投票のうち鯨井眞佐子議員12票、中田眞司議員4票、右山正美議員3票、古場正春議員1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって鯨井眞佐子議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました、鯨井眞佐子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長の選挙の当選人と告知いたします。

副議長に当選されました鯨井眞佐子議員のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（鯨井眞佐子君）

ただいま、皆様方のご推挙により副議長という大任を拝することになりました、鯨井眞佐子でございます。

もとより力もありませんし、ただ、湯浅議長の補佐役としてこの短い期間ではありますが、しっかりと議会運営が円滑にいくように務めてまいります。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で、就任の挨拶を終わります。

議会運営委員会開催のため、しばらく休憩します。再開時刻は事務局よりご連絡します。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時30分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

報告します。鯨井眞佐子議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出され、これを許可しました。

議会運営委員会委員が1名欠員となっています。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第2、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員会委員が1名欠員となっています。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に川上雄次議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

議員の皆様に申し上げます。議会運営委員会委員長が不在となっています。これからしばらく休憩しますので、議会運営委員会を開催し、委員長の互選をお願いします。

本会議再開時刻は事務局より連絡いたします。

(休憩 午前10時33分)

(再開 午前10時46分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

議会運営委員会委員長が決定したので報告します。

議会運営委員会委員長に川上雄次議員と決定しました。

次に、議会運営委員会委員長、川上雄次議員、就任の挨拶をお願いします。

○川上雄次君

ただいま議会運営委員会委員長の大任を拝しました。甚だ力はございませんが、重要な案件を抱えているこの議会をしっかりと調節してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で就任の挨拶を終わります。

お諮りします。副議長の選挙に伴い、議席の一部の変更の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。議席の一部の変更の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、議席の一部変更の件を議題とします。

配付のとおり、議席10番、小高良則議員を議席11番へ、議席11番、川上雄次議員を議席12番へ、議席12番、中田眞司議員を議席13番へ、議席13番、古場正春議員を議席14番へ、議席14番、林政男議員を議席15番へ、議席15番、新宅雅子議員を議席16番へ、議席16番、鯨井眞佐子議員を議席21番へ、議席21番、山口孝弘議員を議席10番へ議席の一部をそれぞれ変更することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。ただいま変更のあった方は、次の休憩時に新議席への移動をお願いします。

会議中ではありますが、ここで昼食のためしばらく休憩いたします。

午後は1時10分から再開します。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、発議案の上程を行います。

最初に、発議案第2号、発議案第3号、発議案第5号の提案理由の説明を求めます。

○石井孝昭君

それでは最初に、発議案第2号についてご説明いたします。

発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年6月19日提出。

八街市議会議長、湯浅祐徳様。

提出者、八街市議会議員、私、石井孝昭。

賛成者、八街市議会議員、木村利晴議員。同じく、京増藤江議員。同じく、林政男議員。同じく、中田眞司議員。同じく、小菅耕二議員。同じく、服部雅恵議員。同じく、鈴木広美議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国において、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月。

八街市議会議長、湯浅祐徳。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

次に、発議案第3号について説明いたします。

発議案第3号、国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年6月19日提出。

八街市議会議長、湯浅祐徳様。

提出者、八街市議会議員、私、石井孝昭。

賛成者、八街市議会議員、木村利晴議員。同じく、京増藤江議員。同じく、林政男議員。

同じく、中田眞司議員。同じく、小菅耕二議員。同じく、服部雅恵議員。同じく、鈴木広美議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対する教職員定数の確保等が急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成28年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

震災からの復興教育支援事業の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること。

子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

洋式トイレ設置等をはじめとする教育環境施設の整備費の充実をすること。

子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月。

八街市議会議長、湯淺祐徳。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

次に、発議案第5号について説明いたします。

発議案第5号、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年6月19日提出。

八街市議会議長、湯淺祐徳様。

提出者、八街市議会議員、私、石井孝昭。

賛成者、八街市議会議員、木村利晴議員。同じく、京増藤江議員。同じく、林政男議員。同じく、中田眞司議員。同じく、小菅耕二議員。同じく、服部雅恵議員。同じく、鈴木広美議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書（案）。

現在、多くの国民健康保険加入者の国民健康保険税（料）負担が限界に近づいています。この最大の原因は、国保財政に占める国庫負担金の割合が引き下げられてきたことにあると思います。

また、今後、増嵩する医療費に対して、国保加入者に過度な負担を負わせることなく将来にわたり、国民健康保険の持続可能性を担保する必要があります。

国民健康保険は、構造的に財政基盤が非常に脆弱です。多くの市町村はその運営にあたり、毎年一般会計からの多額の繰り入れにより赤字補填を行っていますが、一般会計の状況も厳しく結果として累積赤字を抱えています。

よって、本市議会は国に対し、国民健康保険の基盤強化を実現するため、具体的な保険者支援制度の拡充や、さらなる追加公費導入等、財政基盤の強化を図るとともに、累積赤字解消に資する財政支援措置を講ずることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月。

八街市議会議長、湯淺祐徳。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上で発議案第2号、第3号、第5号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（湯淺祐徳君）

次に、発議案第4号の提案理由の説明を求めます。

○右山正美君

それでは、発議案第4号、集団的自衛権の行使を具体化する法案は廃案にすることを求める意見書の提出についてであります。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年6月19日提出。

八街市議会議長、湯淺祐徳様。

提出者、市議会議員、私、右山正美。

賛成者、八街市議会議員、丸山わき子議員、同じく、京増藤江議員であります。

読み上げて提案理由とさせていただくわけではありますが、若干の補足説明をさせていただきますと思います。

戦後、日本の国のあり方を根本から転換する戦争法案が審議入りし、本格的な論戦が始まっております。

安倍晋三政権は、法案に銘打った平和安全の中を全く逆に、その正体が日本を海外で戦争をする国に作りかえる戦争法案にほかならないことを鮮明にしました。そして、論争が深まれば深まるほど矛盾が出て、いずれの問題も首相はまともに答えず、無責任な姿勢を示しています。

一連の法案は、憲法9条破壊の3つの大問題があります。1つは、これまで禁じられていた戦闘地域での軍事支援が可能になり、相手から攻撃されれば、武器の使用が認められ、自衛隊が戦地に派兵され、殺し殺される戦闘を行う道を開くことになることです。2つ目は、PKO国連維持活動とは関係のない活動にも自衛隊が派兵され、戦闘を行う危険があること。3つ目には、日本が攻撃されていないのに集団的自衛権を発動し、アメリカとともに海外の戦争に乗り出すことであります。

法案の内容が明らかになるごとに、日を追うごとに反対が増えていて、各新聞社の世論調査でも50パーセント以上を超えているわけでありまして。また、首相の法案説明に納得しないが73パーセント、政府の説明不十分が80パーセントにも上がっているわけでありまして。

集団的自衛権行使を可能とする戦争法案は憲法に違反すると国会で有名な憲法学者3人がレッドカードを突き付けました。違憲の烙印を押された戦争法案は、論議の土台が崩れ、即時廃案とすべきではないでしょうか。

今、全国的に三重県議会、埼玉県市議会、そして、長瀬、神奈川の中井町議会など、続々と意見書が上がっており、これからも増える見込みであります。

何とぞ本議会でもこの意見書を上げていただきますようお願いして、朗読をして提案とさせていただきます。

集団的自衛権の行使を具体化する法案は廃案にすることを求める意見書（案）。

安倍政権は、集団的自衛権行使を認める一連の法案を、今、国会を延長してまでも強引に成立させようとしています。日本を海外で戦争する国にする道は許されません。

安全保障法制は、これまで禁じられていた戦闘地域への自衛隊派兵を認めています。また、銃弾が飛び交う戦闘現場になっても活動を中止するだけで、撤退はしないと決められようと

しています。自衛隊員の武器使用については、自己防衛、正当防衛に限られてきたものから大きく拡大、自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられません。

また、日本が攻撃されてもいないのに、存立危機事態と政府が判断すれば、参戦する仕組みを作ろうとしています。重要影響事態（日本の経済や社会に重要な影響を与える事態）と判断すれば、日本周辺に限らず世界中でアメリカの戦争支援を行うとしています。

アメリカの戦争を支援するためにいつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法案の名称が国際平和支援法と言われています。自衛隊が行う支援は、補給、輸送、修理、整備、医療など多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油、整備も可能になります。国際平和支援法の中身は、国際戦争支援法にほかなりません。

このように、集団的自衛権行使を具体化する安全保障制度は戦争立法と言っても過言ではありません。

記。

1つ、集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月、八街市議会議長、湯浅祐徳。

内閣総理大臣、総務大臣宛てであります。

よろしく論議をしていただきたいと思います。

○議長（湯浅祐徳君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第2号から発議案第5号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

最初に、発議案第2号、発議案第3号、発議案第5号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

発議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

最初に、発議案第2号についての討論を許します。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

討論がなければ、これで発議案第2号の討論を終了します。

次に、発議案第3号についての討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

討論がなければ、これで発議案第3号の討論を終了いたします。

次に、発議案第4号についての討論を許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

最初に反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

次に、賛成討論の発言を許します。

○京増藤江君

それでは、発議案第4号、集団的自衛権行使を具体化する法案は廃案にすることを求める意見書の提出についての賛成討論をいたします。

二度と戦争をする国にはならないという国民の強い決意によって、戦後70年間、日本は平和憲法のもと、アジアをはじめ諸外国から、日本は戦争をしない国、平和な国であると認められてきました。この70年間の平和への努力を無にするのが安倍政権が国会に提出した戦争法案です。

安倍首相は、平和安全法制と言っていますが、その中身は、審議が進むほど、米国が世界で起こすどんな戦争にも、いつでも、どこでも自衛隊が参戦し、支援できるようにするものであるということが明らかになっています。日本が他国から攻撃されていないのに集団的自衛権を行使して、米国が起こす戦争に自衛隊が参加すれば、日本の若者が殺し殺されることになります。

これまで政府は、集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとやってきました。このように立憲主義を破壊する法案だからこそ、戦争法案廃止を求める集会が全国各地で開催され、元自民党幹部の山崎さん、亀井さん、藤井さん、武村さん、また、自衛隊関係者も戦争法案に反対意見を表明しています。また、千葉県においては、自民党千葉県連元会長の実川さんも戦争法案に対して危惧を表明しています。衆院憲法審査会では、与党推薦を含む3人の憲法学者が違憲であると断じ、200人を超える憲法研究者が「違憲である、廃案を」と態度を表明しています。

中谷防衛大臣は、憲法を法律に合わせた、だから違憲ではないと、国会で憲法を軽視する答弁をしました。大臣は、憲法尊重擁護義務を負うという99条に反する重大発言です。憲

法を守る義務を負っている国会議員は、9条を破壊する戦争法案を、本来、国会に出してはなりません。

戦争法案に対する世論調査の結果は、「政府の説明不足である、今国会で成立させるべきではない」が8割を超えています。国民の納得が得られない中で、戦争法案によって集団的自衛権の行使を具体化することは許されません。廃案にすることを求め、賛成討論といたします。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

討論がなければ、これで発議案第4号の討論を終了します。

次に、発議案第5号についての討論を許します。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

討論がなければ、発議案第5号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

最初に、発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号、国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号、集団的自衛権の行使を具体化する法案は廃案にすることを求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（湯浅祐徳君）

起立少数です。発議案第4号は否決されました。

次に、発議案第5号、国民健康保険に関する国庫負担の増額を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第5号から議案第7号、議案第9号、請願第27-1号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の質疑に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長の報告を求めます。

○新宅雅子君

総務常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る6月11日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第5号は、落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例の一部を改正する条例についてです。

これは、八街市基本構想の策定により施策の大綱が改正されたことに伴い、寄附金を活用する施策の内容を変更する必要が生じたため、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、「市のホームページを開いてみると、ワンクリックでふるさと応援寄附金の説明欄のページが開きますが、この情報を市内外の方が閲覧して、八街を応援したいと思っていただくには、一読で理解できないと思います。八街市に寄附しようとしている方はいいですが、内容を見て寄附しようとする方にはわかりづらいと思いますので、広報の方法を検討する必要があると思うが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「周知方法は、今年度総務省からポスターが配付されましたので、各施設に掲示しています。インターネットサイトの「ふるさとチョイス」には、施策によって寄附をする内容が掲載されているところもありますので、市のホームページについても、今後、随時わかりやすい改正をしていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「平成26年度寄附件数263件ありますが、この寄附金の本来の趣旨による寄附は何件か伺う」という質疑に対して、「昨年度では、市内の方は26件、県内の方は55件、県外の方は182件となります。元市民の方が、恩返しのために寄附をしたなどの集計はありません」という答弁がありました。

次に、「お礼の品で使用している落花生の調達先は、どのようになっているのか」という質疑に対して、「八街市優良落花生業者会」と「ぼっち」との契約で行われています」という答弁がありました。

次に、「現在700万円ぐらい活用されていない寄附金が条例改正をすることによって、きめ細かく活用され、余ることなく市民のために使用していただけるのか」という質疑に対して、「寄附される方が、活用方法について指定しやすくなるのではないかと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、平成27年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、3項を除く歳出2款総務費、第2表債務負担行為補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「マイナンバー制度の事務は、国の受託事務と思いますが、市が負担する部分があります。国に求めていくべきではないか」という質疑に対して、「国からの法定受託事務に関するシステム改修については、10分の10となっています。自治事務に関わるものは、財源措置として3分の2を国からの補助、残りの3分の1は交付税措置されると聞いています」という答弁がありました。

次に、「発達障害早期継続支援事業は、2年で終わらせないで、今後どのように発展させていくのか」という質疑に対して、「本市は幼小中高連携教育に取り組んでいます。2年間ではありますが、終了した後も継続支援がずっとあたりまえのように続けていかれるよう、研究を進めていきたいと考えています」という答弁がありました。

歳出債務負担行為補正では、「地区コミュニティ助成事業では、あと何件申請が上がっているのか」という質疑に対して、「希望されている区は9区あります。大体1年に1件採択を受けて調整しています」という答弁がありました。

次に、「固定資産台帳・公共施設等総合管理計画作成業務は、一括委託するのか」という質疑に対して、「一括発注になります」という答弁がありました。

次に、「固定資産台帳・公共施設等総合管理計画作成業務の目的と、財源について伺う」という質疑に対して、「新地方公会計制度導入前に、各担当課で管理している固定資産の台帳等を一元化して、地方公共団体が公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って、公共施設等の総合的、また計画的な管理を行うために必要と考えています。財源は、平成29年度までは特別交付税が2分の1措置されます」という答弁がありました。

次に、「固定資産台帳・公共施設等総合管理計画作成業務は、従来のデータを元にすれば、庁舎内で対応できる内容ではないか伺う」という質疑に対して、「財政課で管理している部分以外の部分についても一元化することになります。全て網羅することになり、1つ1つ積み上げて精査していかなければならないので、今回委託するものです」という答弁がありました。

次に、「マイナンバー制度のシステムに関わる整備について、委託先はどのようになっているのか」という質疑に対して、「国から指針として、データの構築などのガイドラインが通知されています。これにもとづいて各システム改修に関わる会社がシステムを構築、改修することになっています」という答弁がありました。

次に、「マイナンバー制度の市民への周知は遅れていると思います。危険度の高さなどの周知は、どのように対応していくのか。また、高齢者、障害者世帯には、どのように対処していくのか」という質疑に対して、「政府としては、最近テレビ等で広報していますが、市としては、ポスター等を公共施設、自由通路に掲示したり、チラシを作成して、できるだけ多くの手段を用いたいと考えています。また、高齢者、障害者世帯については、担当課と今後協議して対応していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「個人番号カードの交付体制は、どのようになるのか」という質疑に対して、「個人番号カードの交付を受ける際は、原則としてご本人に市の窓口に出向いていただいて、本人確認をしてお渡しすることになります。病気、障害等でご本人が窓口に出向けない場合は、番号法において定められた書類の掲示によって、代理人であっても代わりに交付を受けることができます。交付場所は、市民課での窓口を考えていますが、現在来庁者が多い状況です。現在の窓口のあり方を多少見直す必要があると思いますので、この辺を含めて、今後窓口のあり方について対応検討したいと考えています」という答弁がありました。

反対答弁が次のようにありました。

「この補正予算は、マイナンバー制度の本格実施に向け、7千100万円を計上しており、到底認められません。マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで1億2千万人の国民に生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。政府は「行政手続が便利になる」などとしていますが、多くの国民は制度を知らない上、膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっています。こうしたやさき、日本年金機構の年金情報流出問題が明らかとなり、その不安が的中したものとなりました。今、国民のプライバシーを危うくする仕組み作りを強引に推進することは乱暴過ぎます。国民へのマイナンバーの恩恵はほとんどありません。政府はマイナンバーがあれば公的年金の申請の際などで複数の書類をそろえる手間が省けると盛んに宣伝しますが、多くの人にとっては年に一度あるかないかの手続です。個人番号を他人に知られないように管理するための労力に見合うような利点とはいえません。むしろ他人による番号の不正利用や個人情報の流出によってもたらされる被害の方がはるかに深刻です。マイナンバーのそもそもの目的は、国民の利便性向上ではなく、国が国民の所得・資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、過剰な社会保障給付を受けていないかなどをチェックするためのものです。しかし、富裕層の資産隠しの逃げ道を追跡する仕組みは整っておらず、監視対象は専ら一般の国民だけです。3兆円市場と言われるマイナンバー普及に沸き立つのは財界、大企業ばかりというのが実態ではないでしょうか。政府は、今年10月から住民全員にマイナンバーを知らせる通知カードを郵送し、来年1月から個人番号カードを交付するとし、自治体や企業に準備を急がせていますが、ほとんどの国民は計画を知りません。実施まであと数カ月となっていますが、認知度が広がらないのは、制度が国民の切実な要求ではないことを浮き彫りにしています。内閣府の今年1月に実施した調査では、プライバシー侵害の恐れが32.6パーセント、個人情報不正利用被害への心配が32.3パーセント、国による監視の恐れが18.2

パーセントと83.1パーセントの国民が不安を抱いています。政府が幾ら情報保護のさまざまな措置をとっていると説明しても、懸念と不安は消せません。マイナンバーそのものがプライバシーを危険にさらす仕組みとなっているからではないでしょうか。これまでは年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与の情報はそれぞれの制度ごとに管理されていましたが、今度はマイナンバーで1つに結ばれます。政府はマイナンバーの適用範囲を国民の預貯金や健康診断情報、医療情報、自動車登録など次々に拡大することを狙っています。マイナンバーが大量の個人情報のかたまりになるのは明白です。マイナンバーが流出し、さまざまな個人情報か芋づる式に引き出されるという危険が現実となります。既に社会保障番号を導入しているアメリカでは個人情報の大量流出・不正使用が大問題になっています。国民の権利を危険に陥れる制度は、実施を強行するのではなく、マイナンバー制度の番号通知、利用開始も中止するよう求め反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

質疑なしと認めます。

次に、石井孝昭文教福祉常任委員長。

○石井孝昭君

それでは、文教福祉常任委員会に付託されました案件2件につきまして、過日6月12日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、皆様のお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第6号は、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、助成すべき医療費の支払方法を償還払方式から現物給付方式に変更すること、市町村税所得割課税世帯に係る自己負担額を設定することなど、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、「自己負担について当事者団体から意見はありましたか」という質疑に対して、「当事者団体全てに説明していませんが、心身障害者福祉会等には総会のときに、この制度について説明しておりますが、負担金についての意見はありませんでした。また、県においては、ホームページ等で周知を行っておりますが、現在は特に大きな

問題はありません」という答弁がありました。

次に、「どのぐらいの方に新たな負担が生じるのか」という質疑に対して、「平成26年度の所得調査の資料をもとに再度確認したところ、約4割の方が所得割課税世帯となる見込みです」という答弁がありました。

次に、「わずかといえども、負担が生じるのは障害者の世帯にとっては大変な状況ですが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「この制度は障害に係る医療費だけでなく、全ての医療費を助成するものですので、この制度の対象外の方との公平性や他の制度とのバランス等を考慮しまして、一定の負担はやむを得ないと考えています」という答弁がありました。

次に、「この制度による国保の国庫負担金のペナルティーは、どのようになるのか」という質疑に対して、「国庫負担金の減額については、国保年金課で試算したところ、660万円見込まれます。これは現物給付化して、医療費が増える場合に国庫負担分が調整され減額措置が行われることとなりますが、減額の影響分は、県から市に補填助成されることになっています。しかし、これは県の補助ですので、国の安定した負担金での対応が望ましいと考えています」という答弁がありました。

次に、「65歳以上で新たに重度障害者となった方は対象外になるのは、整合性がとれていないのではないのか」という質疑に対して、「65歳以上で重度障害になる方は、高齢を原因として、重度の障害になる方が多いことから、障害福祉政策ではなく、国民全体で高齢者を支える制度の後期高齢者医療制度で対応するのがふさわしいという考えからこのようになっています。手帳を取得しなくても、高齢で要介護の方もいますので、公平性の観点からも高齢の方に係る医療については、国の後期高齢者医療制度で担っていただくこととなります。逆に、若いときに障害を負ってしまった方については、障害福祉施策で支援していく考えのもとで、この制度としています」という答弁がありました。

次に、「指定医療機関は、どこになるのか」という質疑に対して、「県で、県内の各医療機関と協定を結んでいます。県外での医療機関を受診した場合や、受給券を忘れて受診した場合は、従前どおり償還払いとなります」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「重度心身障害者の医療費を償還払いから現物給付に転嫁するもので、当事者の方々の要望に沿ったものであり歓迎します。しかし、住民税所得割課税世帯に対し、入院1日につき300円、通院1日につき300円を課す自己負担の導入は、障害者本人にとっても家族にとっても新たな大きな負担となるものであり、到底認めることはできません。市が実施したアンケートの調査の結果は、身体障害者の36.4パーセント、知的障害者の39.2パーセントが経済的な援助の充実を求めており、自己負担の導入はこの要望に背を向けることとなります。また、65歳以上で新たに重度障害者となって手帳を取得した方は、医療費助成の対象外ですが、年齢で差別することは許されません。2006年に国連で採択された障害者権利条約は、障害のない人に保障されている権利が、障害者には保障されていない現状を

変えることを目標としています。日本がこの条約の批准を承認されて1年が経過し、条約の内容、趣旨にふさわしい施策の推進が求められています。病気などにかかりやすい重度障害者に対し経済的に新たな負担を導入し、年齢で差別する条例の制定は、通院や入院をためらわせ、重症化につながっていきます。障害者の権利を保障することを目指している障害者権利条約にも反するものであり、安心して医療にかかれるようにすることを求め、反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号、平成27年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、「社会保障・税番号制度関連事務の臨時職員の費用は、国が補填するのか、また、臨時職員の事務内容を伺う」という質疑に対して、「国の10分の10の補助になります。臨時職員は、システムの細かい操作をすることではなく、カード等の発行事務の補助に携わっていただく予定です」という答弁がありました。

次に、「臨時福祉給付金給付事業の7千440万円の内訳を伺う」という質疑に対して、「1人あたり6千円で、1万2千400人分の臨時福祉給付金になります。対象者は、住民税非課税の方になります」という答弁がありました。

次に、「発達障害早期継続支援事業の専門的指導員は、どのような方になるのか」という質疑に対して、「専門的指導員の資格としては、教員免許保持者であり、なおかつ、特別支援教員に携わり、過去に関係諸機関との連携経験を有する方としています」という答弁がありました。

次に、「学校と家庭が連携していくためには、教職員が多く必要ですが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「発達障害早期継続支援事業の目的は、高校進学が生徒が、途中退学等をせざるを得ない状況になる場合があります。この中には、発達障害と思われる生徒がいますので、この生徒への支援の確立を目指すのがこの事業になります。本事業は2年の期間ではございますが、今後途切れることなく、本市が推進している幼小中高連携教育のように、10年以上継続して行うことがさまざまな形となってあらわれてくるものです。また、この事業は国の方から連携教育をしている八街市だからこそという言われていますので、「ゼロからのスタートではない」本市であるからこそ、発達障害と思われる児童生徒たちが最終的に自立し社会に出ていけるまで、その途中で挫折することのないような進めていくのが最終の目的と考えています。高校3年間を充実した生活を送らせるためのものとしてつないでいくためには、中と高だけではなく、幼と小、小と中というふうに現在行われている連携が必須であり、適切な引き継ぎが必要ですので、手法とシステムの構築のために、本事業における調査研究を進めていきたいと考えています。職員の定数については、県の配置ですので、これからも要望していきます」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「社会保険・税番号制度関連事務費について反対します。職員は情報が漏えいしないように、これから努力されると思いますが、マイナンバー制度発足にあたって、国が今予算で組もうとしているのは、自治体に対し臨時職員配置の予算です。こういうことでは国民が大変情報漏えいを心配している中で、国民の心配を解決する国の方向性が全く感じられません。情報漏えいがあるんだということをしっかりと認識しつつ、中止も含めてこのマイナンバー制度について、もう一度考え直していただきたい。ということをご提案して反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

質疑なしと認めます。

次に、林修三経済建設常任委員長。

○林 修三君

それでは、経済建設常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る6月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりでございますが、審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第9号は、平成27年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

この補正予算は、企業会計システムをリースするにあたり、平成28年度以降に支出する経費について、債務負担行為の設定をするものです。

審査の過程において委員から、「平成28年度からシステムが稼働することですので、本定例会の上程では早くないか」とい質疑に対して、「新しいシステムを平成28年4月1日から活用するには、事前に導入する期間が必要になります」という答弁がありました。

次に、「入札でシステムの業者が決定すると思いますので、1千231万2千円より安くなると思いますが、前年との比較ではどのような状況になるのか」とい質疑に対して、「現在との比較ですと、システムが年額約170万円、保守業務が年額約30万円で、合わせて200万円程度になります。入札での減額がありますので、今回も同じような状況になると思います」とい答弁がありました。

次に、「システムのセキュリティー対応を伺う」とい質疑に対して、「セキュリティーソフトを導入します。また、データを外に持ち出さないことになっています」とい答弁が

ありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

請願第27-1号、市道三区35号線の歩道整備を求める請願についてです。

現地調査をし、審査を行いました。

審査の過程において委員から、「請願内容は、児童生徒の通学への安全を求めるということで、大変すばらしいことだと思います。この請願を提出するにあたって、地元の区長さんや、学校のPTA関係の方、あるいは学校等との協議はどのようにされているのか」という質疑に対して、紹介議員から「学校とかPTA、区長さんの了解は得る必要はありません」という答弁がありました。

次に、委員から「了解を得る必要がないということはどういうことですか」という質疑に対して、紹介議員から「これは道路であり、学校で使う道路とか、そういうものではないです。八街の市道としての工事です」という答弁がありました。

次に、委員から「児童生徒の安全を求めることはすばらしいことですが、関係する団体の方の同意も得ないといけないことです。「請願者と紹介議員だけがオーケーだから皆さんやってください」では、皆さん納得しないと思います。やはり、通学路として使用している児童生徒の親御さん皆さんの意見も必要ではないのか。あるいは学校の意向も必要だと思います。ましてや、五差路の待機スペースということでは、地権者の同意も必要になります。道路だからすぐ整備しろということだけで地権者の意向を全く伺っていません。地権者の意向は、聞く必要はないということですか」という質疑に対して、紹介議員から「今から8年ぐらい前に、請願者が地域住民の署名をいただいています。そのとき325名の方が署名しました。しかし、8年が過ぎても解決の糸口が見えないから、議会に提出しました」という答弁がありました。

次に、委員から「議員が請願を出してはいけないということではないです。請願は提出できます。しかし、議員は議員の立場でいろいろな手法があると思います。議会運営委員会や全員協議会で皆様に協力を求める方法もあると思います。8年前に提出され、その後変化がないから提出したとのことですが、8年間の経過を教えていただければ、議論しやすいと思います。また、今日、現場を視察し、バイパスの件も出てきました。これが決まらなると難しいのではないかと。この状況下で、皆さんの同意を求めても難しいのではないかと」という質疑に対して、紹介議員から「バイパス関係の説明によると、国道409号からの車が入ってくるのではとありました。大型もその道を通ってバイパスに入ってくるのだろうかということで、子どもの安全をどうするのか」という答弁がありました。

次に、委員から「この路線の歩道の必要性は大変感じています。しかし、議員として一般質問、議案の質疑もできますし、市民の皆さんからの請願という形で紹介議員として提出する方が、より住民の意見を聞くことができるのではないかと」という質疑に対して、紹介議員から「日頃から、この道路について保護者から、「危ない」といろいろな意見を伺っていたので、紹介議員となりました」という答弁がありました。

次に、委員から「全国的に見ても、議員が請願者になるのは異例中の異例だと思います。議員が請願者になるのは問題ありませんが、これは考えるべき問題だと思います。8年前に同様の陳情を提出したとのことですが、これまでこの問題にどれだけ取り組んでこられたのか。危険であるとのことであれば、続けて取り組んでいく必要があるし、一般質問や常任委員会もあります。財政も絡む問題ですので、継続して地権者、PTA、地元などの同意を得ながら、少しずつ実施していく必要があるのではないかと思います。紹介議員は「地元等の了解を求める必要はない」と言いきましたが、このことについてどのように思いますか」という質疑に対して、紹介議員から「請願者の議員と会派を結成して、1年ぐらい、この間は全然わかりませんでした」という答弁がありました。

次に、委員から「請願についての趣旨、あるいは、中身について紹介議員は、あらゆる角度から方向性を周知するのが当たり前だと思います。現場を見ると、車線移行や電柱を移動する必要があるのではないかと。また、バイパスができるので、通学路がかわることもあります。地権者に同意を得ながら、財政上買収していくことも考えられるわけです。このようなことから、この問題は、必要なことと皆さんが認めていますが、すぐにできる問題ではないと考えます。地元地権者の同意は絶対必要なことであります。」

次に、紹介議員から「できるところから、一つひとつ皆様と執行部と協力しながら、できる範囲で安全対策が実施できればと思います。」

次に、委員から「この路線の歩道整備は、児童生徒のために非常に必要なところということとは、理解しています。請願を提出することが目的ではなく、この歩道整備をスピーディーに行うには、やはり、地元地域、地権者等の関係者全ての方の了解や、合意を得た上で進めていかなければ、前に進まないと思います。このような請願の提出のされ方ではなく、地域全域の皆様が一丸となった形で提出されたものは、全員で賛成になると思います。地域の皆さんと一緒に提案されるのがベストと考えます」という意見がありました。

次に、紹介議員から「平成9年に325名の方にご協力いただき、同意を得ました。この運動を続けていればよかったです。平成9年の陳情に何の返事もないので、今回この請願を提出したものです」という意見がありました。

反対討論が次のようにありました。

「市道三区35号線の歩道整備の安全対策の必要性については十分理解し、必要性は十分感じています。しかしながら、地元区長、学校PTA、関係する地権者との調整が一切されていない中で本請願です。また、請願者は議員です。議員は、議会の構成員ですので、本会議や委員会で一般質問、質疑及び討論を行うことが可能であり、意見書案や議案の提出権もあります。議員は、請願の提出者になってはいけないということではありませんが、これら十分に活用すれば、請願しなくても、この趣旨を実現させることは可能です。よって、市道三区35号線の歩道整備を求める請願について反対します。」

採決の結果、賛成少数のもと、不採択と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申

上げました。どうぞ当委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第5号から議案第7号、議案第9号、請願第27-1号の討論受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩をします。

（休憩 午後 2時12分）

（再開 午後 2時35分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第6号に対し、京増藤江議員から、議案第7号に対し、丸山わき子議員、小山栄治議員から、請願27-1号に対し、長谷川健介議員、古場正春議員から、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、京増藤江議員の議案第6号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第6号、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をいたします。

重度心身障害者の医療費を償還払いから現物給付に転換するものであり、当事者の方々の要望に沿っており、歓迎いたします。

しかし、住民税所得割課税世帯に対し、入院1日につき300円、通院1日につき300円を課す自己負担の導入は、病気などにかかりやすい重度障害者に対し経済的に新たな負担を導入することになり、通院や入院をためらわせ、重症化につながるものであり、到底認められません。

また、65歳以上で新たに重度障害者となって手帳を取得した方は、この医療費助成の対象外であり、高齢になってからの重度障害者にとっても医療費の助成は必要であり、年齢で差別することは許されません。

市が実施したアンケート調査の結果は、身体障害者の36.4パーセント、知的障害者の39.2パーセントが経済的な援助の充実を求めており、自己負担の導入は、この要望に背を向けることとなります。

2006年に国連で採択された障害者権利条約は、障害のない人に保障されている権利が

障害者には保障されていない現状を変える、このことを目標としています。日本がこの条約の批准を承認されて1年が経過し、条約の内容、趣旨にふさわしい施策の推進が求められている中、重度心身障害者の命と暮らしを守るという自治体の役割を果たすべきであり、新たな医療費の負担導入や年齢で差別する議案第6号に反対いたします。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、丸山わき子議員の議案第7号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第7号、一般会計補正予算に対する反対討論を行うものであります。

この補正予算は、マイナンバー制度の本格実施に向け、7千100万円を計上したのですが、今国会で大きな問題になっております。この立場からも到底認められません。

マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで1億2千万人の国民に生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものであります。政府は「行政手続きが便利になる」などとしていますが、多くの国民は制度を知らない上、膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっています。こうしたやさき、日本年金機構の年金情報流出問題が明らかとなり、その不安が的中したものとなりました。今、国民のプライバシーを危うくする仕組み作りを強引に推進することは乱暴過ぎるのではないのでしょうか。

国民へのマイナンバーの恩恵はほとんどありません。政府はマイナンバーがあれば公的年金の申請の際などで複数の書類をそろえる手間が省けると盛んに宣伝をしていますが、多くの人にとっては年に一度あるかないかの手続きです。個人番号を他人に知られないように管理するための労力に見合うような利点とはいえません。むしろ他人による番号の不正利用や個人情報の流出によってもたらされる被害の方がはるかに深刻です。

マイナンバーのそもそもの目的は、国民の利便性向上ではなく、国が国民の所得・資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、過剰な社会保障給付を受けていないかなどをチェックするためのものです。しかし、富裕層の資産隠しの逃げ道を追跡する仕組みは整っておらず、監視対象は専ら一般の国民だけです。3兆円市場と言われるマイナンバー普及に沸き立つのは財界、大企業ばかりというのが実態であります。

政府は、今年10月から住民全員にマイナンバーを知らせる通知カードを郵送し、来年1月から個人番号カードを交付するとし、自治体や企業に準備を急がせていますが、ほとんどの国民は計画を詳しく知りません。実施まであと数カ月となっていますが、認知度が広がらないのは、制度が国民の切実な要求ではないことを浮き彫りにしています。

内閣府の今年1月に実施した調査では、プライバシー侵害の恐れが32.6パーセント、個人情報不正使用被害の心配が32.3パーセント、国による監視の恐れが18.2パーセントと83.1パーセントの国民が不安を抱えています。政府が幾ら情報保護のさまざまな措置をとっていると説明しても、懸念と不安は消えません。マイナンバーそのものがプライバシーを危険にさらす仕組みだからではないのでしょうか。

これまでは年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与の情報はそれぞれの制度ごとに管理されていましたが、今度はマイナンバーで1つに結ばれます。政府はマイナンバーの適用範囲を国民の預貯金や健康診断情報、医療情報、自動車登録など次々に拡大しようとしています。マイナンバーが大量の個人情報のかたまりになるのは明白です。

マイナンバーが流出し、さまざまな個人情報か芋づる式に引き出されるという危険が現実となります。既に社会保障番号を導入しているアメリカでは個人情報の大量流出・不正使用が大問題になっています。

内閣府の調査で明らかなように、この制度は国民の28パーセント程度しか理解されておらず、こうしたもとの実施は漏えいや不正使用が頻発し、市民が犠牲になることは明らかであり、強行すべきではありません。

マイナンバー制度の番号通知、利用開始を中止するよう求め反対するものであります。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、小山栄治議員の議案第7号に対する賛成討論を許します。

○小山栄治君

私は、議案第7号、平成27年度一般会計補正予算について、賛成するものであります。

本補正予算は、主に公会計制度の導入のための準備、マイナンバー制度などの国の制度改正などに伴い、それに対応し、本市が実施するために必要な経費であります。

マイナンバー制度については、不正受給の防止など、公平公正な社会の実現、各種申請を行う際の添付書類の削減など、行政手続の簡素化による市民の利便性の向上、行政機関や地方公共団体などにおける行政の効率化の3つの効果を目指し導入されるものであります。

この制度により個人番号に対して管理する特定個人情報は、今までどおり保有する機関が管理し、その特定個人情報は、国、都道府県、市区町村において、一般のインターネット回線を利用するのではなく、公共団体専用の閉ざされた接続回線L2WANを利用し、かつ、個人番号を直接使用せず、符号に変換し通信されることになっているため、個人番号から芋づる式に特定個人情報が流出することはないものと思われま

す。なお、過日報道があったように、日本国民年金機構の個人情報の流出など、事故がないよう執行部における徹底した特定個人情報の管理及びマイナンバー制度の市民への周知に努力するように要望し、賛成討論といたします。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、長谷川健介議員の請願第27-1号に対する反対討論を許します。

○長谷川健介君

私は、請願第27-1号、市道35号線の歩道整備を求める請願について、反対するものであります。

この請願の請願者は議員です。日本国憲法では、請願提出者については、制限は規定されておられませんので、議員でも市民の立場から請願書を議長に提出できます。しかし、議員は議会の意思決定の構成メンバーであり、提出された請願に対しては採択・不採択の決定権が

与えられています。また、本会議や委員会で質問、質疑、討論を行うことができるので、議員活動によって請願の趣旨を実現することができる立場にもあります。

地方議会関連の書籍においては、地方自治法第124条には、議員の請願提出に対して特別の禁止規定こそありませんが、社会通念上は適当ではないと考えるのが定説となっています。

市道三区35号線歩道整備の安全対策の必要性については十分理解し、整備の必要性は十分感じております。しかし、地元区長、学校、PTA、関係する地権者との調整がされていない中の請願です。

このようなことから、市道三区35号線の歩道整備を求める請願について反対いたします。

○議長（湯浅祐徳君）

次に、古場正春議員の請願第27-1号に対する賛成討論を許します。

○古場正春君

請願賛成討論を、古場正春でございます。

市道三区35号線の歩道整備を求める請願に私は賛成討論を行います。

6月15日の委員会審議の中で、多くの委員が異口同音に現場確認を行い、請願内容の趣旨は十分に理解、必要性を感じずと言っていたのに、採決のときは反対というのはどういうことなんですかと。

委員会に付託されたのは、請願内容の審査のはずで、委員長報告でわかるように、多くの時間が請願の要点と請願人が議員になる前に、平成19年に出示された通学の安全確保を求める申し入れについての質問ばかりです。

委員会は、付託された議長、請願人の要件についても審査するようにと付託されていたのでしょうか。付託するはずはありません。付託すれば、憲法や請願法違反になるからです。議長は、常々審査にあたっては、審査内容が逸脱しないようにと言っていますが、請願人の要件が反対の理由であれ、反対の理由付けにはあたりません。

次に、申入書について、どこに出したのか、内容はどうかとの質問に対し、市当局に出した。内容は請願内容と似たものと思うと答え、細かいことは請願人が傍聴席におられるので、呼んでお聞きいたしたいと申し出ました。私の発言を受けて、委員長から参考人を呼ぶべきかを委員に聞き、呼ばなくてもよいと決まりました。その後、申入書はどこに出したのか、市当局ではわからない。内容説明を問う質問が複数の委員から繰り返しありました。市当局は、だめなんですか。何々課の誰さんに出しましたとお答えするのかと申し入れられてもないですか。

議員であれば、市当局に出された申入書などを文書保管期間は5年であることはわかっているはずですが。8年前の文書なんて、もうないことなんか林委員長もわかっていたのでしょうか。委員長がわかっている、同じような質問を許し、委員がわかっている質問を繰り返したとすれば、悪意に満ちており、わからないことで質問したとすれば、天につばを吐く行為で、恥ずかしいことではありませんか。8年前に出された申入書などの文書は、当然破棄されて

おります。

反対の理由の2つ目は、この文書の中身の説明が説明不足だと言われました。しかし、請願人は控えを持っておられるので、請願人を参考人として呼んでいただければわかることです。

ここに控えコピーがありますので、読みます。

宛先、八街市長、長谷川健一様。2007年5月9日。八街まちづくり研究会事務局長、桜田秀雄。申入書第19号。

申し入れの中身は、八街五差路、市道三区35号線と交差する部位部に安全退避帯の設置及び周辺道路に歩道を設置することを申し入れることであります。これが申入書です。

8年前のがまだあります。

○議長（湯浅祐徳君）

古場議員、賛成討論だけを。

○古場正春君

八街五差路交差点、市道三区35号線と109号線と交差する部位部について、歩行者の特別待機スペースがなく、危険な状況にあります。同交差点は、実住小学校児童975名中220名が通う道路です。先般、印旛郡市地域整備センターに申し入れたところ、同箇所の管理責任は八街市にあるとのこと。通学児童及び歩行者の安全を守るために安全退避帯及び歩道の整備を求めるものです、と書かれ、写真、署名簿325名分が添付されています。

申入文書の内容はわかりましたですね。提出先もわかりましたですね。説明責任はしっかりと果たしました。否決をすることではなく、賛成をよろしく願います。

反対するところないよ、こんなもの。

もともと、この問題は、皆さん、特に実住小学校区に7人の議員が学連連絡会やPTA、見守り隊の会合などで通学児童の安全が心配だと話をたくさん聞いているのです。

提出時期だって、これが大事なんです。バイパスの工事が始まり、周辺環境が大きく変わることが予想される今が一番よいと思って提出したのです。東吉田、六区、八街ほ地域の子どもさんが危険にさらされているんですよ。なぜ、そこに住んでいる議員が反対するのですか。足を引っ張ってばかりいては、いつまでも八街はよくなりません。

先ほど4本の意見書が提出されました。よいことですから、賛成しました。この請願だって誠和会さん、公明党さん、共産党さんが出そうが、私は喜んで賛成します。

子どもが学校から帰ってくるまで、毎日、心配しておられながら暮らしているお母さん、お父さん、かわいい孫の心配をしているおじいちゃん、おばあちゃんの願いに寄り添う気持ちがないのですか。願いますから、ここは、安全のために、歩道の整備をよろしく願います。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第5号、落花生の郷やちまた応援基金によるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 多数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成27年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 多数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立多数です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成27年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（湯浅祐徳君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第27-1号、市道三区35号線の歩道整備を求める請願についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 少数)

○議長（湯浅祐徳君）

起立少数です。請願第27-1号は不採択と決定しました。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時01分)

(再開 午後 3時13分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者の追加がありましたので、配付しておきました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。会期延長の件を日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第4、会期延長の件を議題にします。

お諮りします。追加議案上程のため、定例会の会期を4日間延長し、6月23日までの26日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。この定例会の会期を6月23日までの26日間とすることに決定しました。

北村市長から議案第10号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。議案第10号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5、議案の上程を行います。

議案第10号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日追加提案いたしました案件は、平成27年度八街市一般会計補正予算でございます。

本議会におきまして、平成27年度八街市一般会計補正予算を提案し、先ほど原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところですが、今回の補正予算は、榎戸駅利用者の利便性の向上と交通結節点の強化を図り、榎戸駅及びその周辺地域を都市副次核としてふさわしい街とするため、榎戸駅橋上化及び東西自由通路の整備に要する経費を計上するものでございます。

それでは、議案第10号、平成27年度八街市一般会計補正予算についてご説明いたしま

す。

この補正予算は、既定の予算に3億4千300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億4千277万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金1億3千660万円、市債1億9千980万円を増額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、榎戸駅整備事業費3億4千300万円を増額するものでございます。

また、榎戸駅整備に係る事業期間が複数年となることから、債務負担行為の設定をいたします。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（湯浅祐徳君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、6月23日に質疑を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6月20日から22日までの3日間を休日及び議案調査のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。6月20日から22日の3日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

次に、全国市議会議長表彰状の伝達を行います。加藤弘議員、前へお願いします。

（加藤弘議員 全国市議会議長表彰）

○議長（湯浅祐徳君）

以上で伝達を終了します。

本日の会議はこれで終了します。

6月23日は午前10時から本会議を開き、議案第10号に対する質疑、討論、採決を行います。

議員の皆様方に申し上げます。議案第10号に質疑のある方は、6月23日午前9時半までに通告書を提出するようお願いいたします。

その後、議会だより掲載用の写真撮影を行いますので、自席でお待ちください。

写真撮影後、議案第10号に関する全員協議会を開催及び現地調査を実施しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時22分)

○本日の会議に付した事件

1. 副議長辞職の件
2. 副議長の選挙
3. 議会運営委員会委員の選任
4. 議席の一部変更の件
5. 発議案の上程
発議案第2号から発議案第5号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
6. 議案第5号から議案第7号、議案第9号、
請願第27-1号
委員長報告、質疑、討論、採決
7. 会期延長の件
8. 議案の上程
議案第10号
提案理由の説明
委員会付託省略
9. 休会の件

-
- 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 発議案第3号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
- 発議案第4号 集団的自衛権行使を具体化する法案は廃止することを求める意見書の提出について
- 発議案第5号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出について
- 議案第5号 落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の制定について
- 議案第7号 平成27年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第9号 平成27年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第10号 平成26年度八街市一般会計補正予算について
- 請願第27-1号 市道三区35号線の歩道整備を求める請願について